

《資金 + 貸付コードの
バーコード》

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
会長 山口 宏樹
(公印省略)

緊急小口資金等特例貸付
償還滞納額及び今後の償還方法についての御案内

現在、最終償還期限が過ぎている《資金種類》について、令和6年12月31日時点での償還滞納額及び延滞利子額を下記の通りお知らせします。※下記作成基準日以降に償還があった場合、滞納額が異なる場合があります。については、右記の「滞納額の支払方法について」を確認の上、償還をお願いします。

【滞納額と延滞利子額について】

- ・滞納額とは作成基準日時点で過去、償還予定月の支払いがなかった額の累計金額です。
- ・延滞利子額は最終償還期限日の翌日から、償還残額に対し日割りで発生します。また、延滞利子額は元金分が償還完了となった時点で金額が確定します。

記

【作成基準日:《作成基準日(和暦)》】

資金名称	《資金種類》
貸付コード	《資金コード》《貸付コード》
貸付額	《貸付額》円
最終償還期限日/債権の状況	《償還期限日(和暦)》 / 償還期限後 ※令和7年1月以降の債権状況
償還済額	《償還済額》円
償還残額	《償還残額》円
償還残額のうち滞納額 /滞納回数	《滞納額》円 / 《滞納回数》回
延滞利子	《延滞利子額》円

※御注意※

作成基準日以降に償還されている場合、最新の滞納状況、金額について、償還の前に下記問合せ先までお問合せください。
なお、振込で償還した場合、入金情報の確認まで数日かかりますので、振込日から2週間程度経ってから御連絡ください。

【申請・問合せ先】 お問合せ番号: 《資金コード》《貸付コード》

埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

【電話番号】 050-2018-1839 【受付時間】 平日 9:00 ~ 17:00
https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_33.html



滞納額の支払方法について

(1) 一括償還

延滞利子を少なくしたい場合

①銀行振込による場合

下記の振込先口座に滞納額の全額をお支払いください。 ※振込手数料は御自身の負担となります。

なお、借受人及び償還いただいた貸付金を特定するため、それぞれ振込依頼人名に「貸付コード」「氏名」の2点を必ず入力してください。

【留意事項】

- ・複数回に分けて滞納額を振り込んだ場合、その都度振込手数料が発生します。
- ・貸付コードの記載がない場合、本人特定ができず償還金として処理できない場合があります。
- ・複数貸付を受けている方で、貸付の資金種類が特定できない場合や振込額が滞納額を含む償還残額より多い場合、償還期限の短い他の貸付から充たさせていただきます。

【振込先口座】 ※口座番号の入力間違いに御注意ください!

銀行名	埼玉りそな銀行	店名(店番)	浦和中央支店(256)
預金種類	普通	口座番号	5742380
預金口座名義	社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会		

②コンビニ払込票による場合

一括償還用のコンビニ払込票を年2回(1月、7月)に発送します。お手元に届き次第、払込票の使用期限までにお支払いください。

(2) 分割償還

毎月定額(5,000円以上)で支払いたい場

一括償還が困難で、毎月一定額での償還を希望する場合、口座引落しでの償還が可能です。その場合、別途申請が必要のため、まずは下記の問合せ先へ御連絡ください。

※(1)(2)のいずれも、償還完了が遅くなるほど延滞利子が増えています。

※その他、不明点や償還方法についての相談は、下記電話番号まで御連絡ください。

～償還期限後における償還免除等について～

以下のいずれかの要件に当てはまる方で、償還免除申請をしていない方は、免除申請が可能です。

- ・住民税が均等割、所得割共に非課税である
- ・生活保護を受給中
- ・精神保健福祉手帳(1級)又は身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けている

～住所・氏名等に変更があった場合について～

氏名等変更届を記入し、住民票等の必要書類と併せて、下記問合せ先に送付してください。氏名等変更届や必要書類は下記のURL又は2次元コードから印刷、確認ができます。

【申請・問合せ先】 お問合せ番号: 《資金コード》《貸付コード》

埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

【電話番号】 050-2018-1839 【受付時間】 平日 9:00 ~ 17:00
https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_33.html

